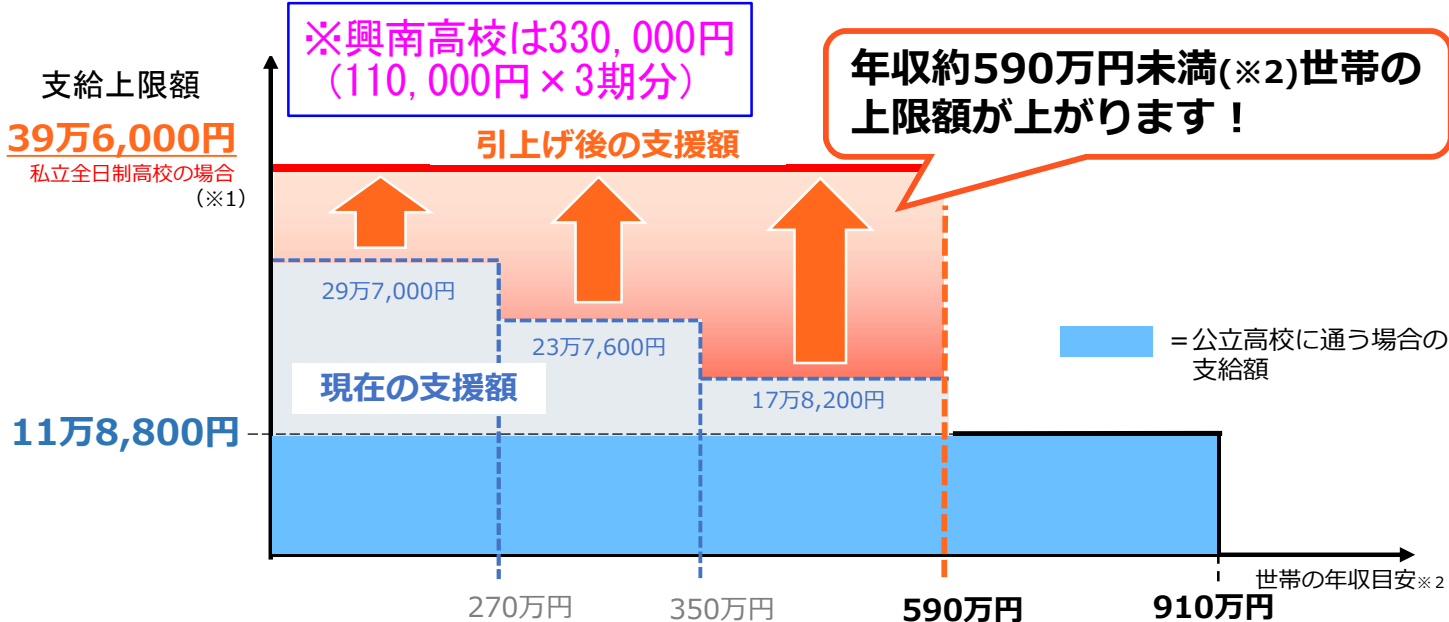


令和2年4月から

私立高校授業料実質無償化

がスタート！

高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）の制度改正で、私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなります！



※1 私立通信制（単位制）高校は36万900円、専修学校高等課程（昼間・夜間学科）・各種学校は39万6,000円が支給上限額。

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）。

お申込みについて

※入学前（3月）に申請書類を郵送致します。
（マイナンバー確認書類を提出します）

（新入生の皆さん）

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

※令和2年4月より、一部の書類がオンラインにより提出できるようになります。

（在校生の皆さん）

収入状況の届出を行う7月頃に学校から案内があります。

既にマイナンバーにより手続きをして、受給されている方は、マイナンバーカードの写し等の再提出は不要です（保護者に変更のある場合を除く）。



現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。

在校生（令和2年度よりも前に入学した生徒）も対象です。

※平成25年度以前の制度で受給している生徒は対象外です。

文部科学省のwebサイトには、各制度の詳細情報、各都道府県担当連絡先、令和2年度以降の制度に関する最新情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



対象となる方の判定基準について

※次年度新入生

① 令和2年4月分～6月分（令和元年度と同様）

○都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（両親2人分の合計額）により判定

所得割額の合算額 < **257,500円**
都道府県民税103,000円+市町村民税154,500円
 (年収590万円未満に相当)

支給額：330,000円（興南）

(257,500円以上)
 < **507,000円**
都道府県民税202,800円+市町村民税304,200円
 (年収910万円未満に相当)

支給額：118,800円

*確認方法→令和元年度の課税証明書等で確認

課税証明書等に記載されている「市町村民税所得割額」「都道府県民税所得割額」を確認し、金額を合算します。

住民税決定通知書の場合

見本

所得区分	所得割額	課税標準額	課税率	課税額
市町村民税所得割額	154,500円	154,500円	6%	9,270円
都道府県民税所得割額	103,000円	103,000円	6%	6,180円
合計	257,500円	257,500円		15,450円

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

課税証明書の場合

見本

所得区分	所得割額	課税標準額	課税率	課税額
市町村民税所得割額	154,500円	154,500円	6%	9,270円
都道府県民税所得割額	103,000円	103,000円	6%	6,180円
合計	257,500円	257,500円		15,450円

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

※【課税証明書】で事前に対象かどうか確認できます。

② 令和2年7月分以降（新しい判定基準）

※在校生・次年度新入生

○次の計算式（両親2人分の合計額）により判定

【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **154,500円**

支給額：330,000円（興南）

(154,500円以上)
 < **304,200円**

支給額：118,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



（参考）支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	33万円の支給（興南）
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。
 ※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。
 ※給与と所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。